佐賀県告示第 121 号

佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号。以下「県税条例」という。) 第9条の2第1項の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は県 税条例若しくは佐賀県産業廃棄物税条例(平成16年佐賀県条例第30号)に定 める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又 は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主た る事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、当該期限が令和元年10月 12日以降に到来するものについては、個人の県民税、自動車税の環境性能割、 証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割(県税条例第113条の2第 6項及び第113条の3を含む。)、狩猟税及び地方税法附則第29条の9の規定 により県が賦課徴収する軽自動車税の環境性能割を除き、当該期限を別に告示 で定める期日まで延長する。

令和元年 11 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

都道府県名	地域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭 町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、圷大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町人慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋 町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一 丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島 町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町

長野県

長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町選沢、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町圏沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代町豊野、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町本条、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町大路、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内

千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉 一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から 六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温 泉、中、八幡、若宮